

⑧いたずら半分でも補導・逮捕

例えば、「威力業務妨害」などの言葉の意味を示し、状況によってはいたずら半分の掲示板等への書き込みであっても児童生徒が補導・逮捕されてしまう場合がある事も伝えます。

⑨「転ばぬ先の杖」の発想で

児童生徒に携帯電話やコンピュータでインターネットを使用させる前に、保護者が児童生徒に伝えるべき事を考えてもらいます。「転ばぬ先の杖」の発想で考えてもらいます。ヒントを学校側から示すことも必要でしょう。

※ヒント例

- 「～してはダメ」という否定的な言い方ではなく、「○○のような使い方をするといいよ。」と肯定的に児童生徒に伝え、親子で約束を決める。
- 「何か不安に思ったらすぐに利用をやめて、相談してほしい。」という保護者の姿勢も示す。
- 新聞やテレビ等で「個人情報漏洩」や「不正アクセス」に関する事件のニュースが報道された時に、同種の事件に自分も巻き込まれる可能性があることに触れ、対策をとることが重要であることを児童生徒に話す。
- 自宅のコンピュータのウィルス対策ソフトのウィルス定義ファイルやフィルタリングソフト、OS、アプリケーションソフトを最新の状態にする作業を児童生徒に見せたりやらせたりする。

⑩トラブルが生じた場合の対処法

そのような手だてを講じていてもトラブルに巻き込まれた場合、どのような対応を保護者がとるのか、児童生徒がどう対応すればいいかをヒントを示しながら考えてもらいます。

※ヒント例

- 身に覚えがない場合、不審なダイレクトメールが来てもそれに応じない。

⑪大きなダメージになった場合の対処法

さらにそのトラブルが、大きなダメージになった場合についての対応をヒントを示しながら考えてもらいます。(p.23コラム参照)

※ヒント例

- 第三者によって掲示板などに、氏名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報が書き込まれた場合には、データを残してから掲示板の管理者やプロバイダに削除願いを出す。そして、学校にも知らせる。

①～⑪の内容以外にも、ネットトラブルを紹介している冊子を利用したり、学校関係者とは違う立場の方に講演してもらったりするのもよいでしょう。

講習会のまとめとその後の対応

- ①小グループに分かれて(学級懇談会など)、意見交換の場を設け、意識をさらに高めてもらいます。
- ②講習会の感想を書いてもらい、学校便り等で知らせます。参加しなかった保護者の方にも学校の姿勢を伝えるために必要です。
- ③ネット利用によって起こるトラブルなどを、通信などの形で保護者に紹介していくことも必要でしょう。



保護者への講習会

